

公 表 日

平成30年 7月 5日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	203号及び497号法面崩落箇所外対策工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 山田 隆則 佐賀市新中町5番10号
契約年月日	平成30年 7月 5日
契約業者名	唐津土建工業(株)
契約業者の住所	佐賀県唐津市二タ子2-7-51
契約金額	6,372,000円(税込み)
予定価格	9,979,200円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工事場所	佐賀県唐津市巖木町牧瀬地先外(発注者の指示する場所)
工種区分	維持修繕工事
工事期間(自)	平成30年 7月 5日
工事期間(至)	平成30年 7月10日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 203号及び497号法面崩落箇所外対策工事
2. 履 行 場 所 佐賀県唐津市厳木町牧瀬地先外（発注者の指示する場所）
3. 契約の相手方 会 社 名： 唐津土建工業㈱
住 所： 佐賀県唐津市二夕子2-7-51
電話番号： (0955)73-3118
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 目的、内容及び随意契約に付する理由

(1) 目 的

本工事は、降雨の影響により道路の通行に支障をきたしている土砂の除去及び内部基準である事前通行規制基準雨量に達する恐れがあることから通行止作業を行うために出動要請を行うものである。

(2) 理 由

梅雨前線の影響により、法面の小崩落が発生し、道路の通行に支障をきたしている土砂の除去及び国道497号において事前通行規制基準に達する恐れがあり、法面崩壊などが発生した場合に、通行車両や人々を危険から守ることを目的として緊急に通行止作業を行う必要があるため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき上記業者と、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号に基づき、随意契約を行い作業の円滑な遂行を図るものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀国道事務所
管理第二課長